

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第二 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

一 期末手当について、その支給対象に指定職俸給表の適用を受ける職員を追加するとともに、平成二十一年六月期の支給割合を百分の百二十五（特定管理職員にあつては百分の百十、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の七十）に引き下げる。また、再任用職員の期末手当について、平成二十一年六月期の支給割合を百分の七十（特定管理職員にあつては百分の六十、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の三十五）に引き下げる。 （第十九条の四及び附則第八項関係）

二 勤勉手当について、その支給対象に指定職俸給表の適用を受ける職員を追加するとともに、平成二十一年六月期の支給割合を百分の七十（特定管理職員にあつては百分の八十五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の七十五）に引き下げる。また、再任用職員の勤勉手当について、平成二十一年六月期の支給割合を百分の三十（特定管理職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の四十）に引き下げる。 （第十九条の七及び附則第八項関係）

三 期末特別手当を廃止すること。 （旧第十九条の八関係）

第二 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正

期末手当について、平成二十一年六月期の支給割合を百分の百四十五に引き下げることにする。（附則第二項関係）

第三 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正

一 期末特別手当を廃止し、新たに勤勉手当を設けること。（第九条関係）

二 期末手当について、平成二十一年六月期の支給割合を百分の百四十五に引き下げることにする。（附則第二

条関係）

第四 特別職の職員の給与に関する法律の一部改正

内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、平成二十一年六月期の支給割合を百分の百四十五に引き下げることにする。（附則第五項関係）

第五 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正

一 期末手当及び勤勉手当について、その支給対象に指定職俸給表等の適用を受ける職員を追加すること。

（第十八条の二関係）

二 期末特別手当を廃止すること。（旧第十八条の三関係）

三 学生の期末手当について、平成二十一年六月期の支給割合を百分の百四十五に引き下げること。（附則第五項関係）

第六 その他

一 この法律は、公布の日から施行すること。

二 平成二十一年六月期の期末手当及び勤勉手当の引下げ分に相当する支給月数の期末手当及び勤勉手当の取扱いについて必要な措置を別途人事院が勧告すること。

三 その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。